

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託 プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 件名

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 本業務の目的

港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出した木材を始めとした国産木材の区内での活用を促進する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」及び都市部での木材活用に向けた人材の育成等を実施する上での、事務局業務を支援することを目的します。

(3) 業務委託内容

別紙1、「仕様書（案）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

港区役所本庁舎8階環境課地球温暖化対策担当（所在地：港区芝公園一丁目5番25号）、ほか

(6) 参考事業規模

17,600,000円程度（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。なお、提案額が事業規模を超えた場合は、失格とします。

※現時点では、令和3年度予算が成立していないため、予算成立後、上記の金額及び仕様書に記載された規模で業務委託を実施する予定であることをあらかじめご了承ください。

2 事業候補者の選考方法

(1) 委員5名からなる事業候補者選考委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により、企画提案書、見積書及び提案説明等の内容を審査し、区の予定する事業の実現に最も適した提案を行った事業候補者を選考します。

(2) 選考終了まで、委員名は公表しません。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区の競争入札参加資格登録業者又は競争入札参加資格登録業者と同等の資格を有すると判断されるもの。

- (2) 法人格を有する事業者または団体等（以下「事業者」という。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

4 選考スケジュール（予定）

手 続	日 程
プロポーザル実施要項の公表・配布開始	令和3年2月2日（火）
プロポーザル実施要項に対する質問受付期限	<u>令和3年2月9日（火）</u> 午後5時まで
質問への回答	令和3年2月12日（金）
プロポーザル参加意思表明書・企画提案書等提出期限	<u>令和3年2月16日（火）</u> 午後5時まで
第一次審査（書類審査）	令和3年2月24日（水）
第一次審査結果通知	令和3年2月26日（金）
第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和3年3月8日（月）
第二次審査結果通知	令和3年3月11日（木）
契約締結・審査結果公表	令和3年4月上旬

5 配布書類等

(1) 配布場所

港区役所8階 環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当

※郵送を希望する場合は、担当まで電話を入れてください。

※港区ホームページからもダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和3年2月2日（火）から令和3年2月15日（月）まで

※午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

イ ホームページ掲載期間

令和3年2月2日（火）から令和3年2月15日（月）まで

(3) 配布書類

プロポーザル関係

- ・みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託プロポーザル実施要項
- ・別紙1 仕様書(案)
- ・別紙2 企画提案書等作成要領
- ・別紙3 事業候補者選考方針
- ・参考資料1 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度パンフレット
- ・参考資料2 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局業務マニュアル(案)
- ・参考資料3 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の認証実績等について

提出書類関係

- ・様式1 プロポーザル参加意思表明書
- ・様式2 質問書
- ・様式3-1~3 共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状
- ・様式4-1~2 事業者概要、業務実績
- ・様式5 業務従事予定者の経歴及び専任性
- ・様式6 業務従事予定者の配置計画
- ・様式7 企画提案書
- ・様式8 プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和3年2月2日(火)から令和3年2月9日(火)午後5時まで

(2) 受付方法

「質問書」(様式2)に必要な事項と質問を記入のうえ、担当まで郵送(必着)又はFAXで提出してください。FAXで提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

質問内容とその回答については、令和3年2月12日(金)に港区ホームページに公開し、回答は、本実施要項の一部として取り扱います。

なお、質問者名の公表はしません。また、質問内容が不明瞭なものについては回答しない場合があります。

7 参加意思表明書の提出

(1) 提出期間

令和3年2月2日(火)から令和3年2月16日(火)まで
※午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

(2) 提出場所

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

(3) 提出方法

参加意思表明書(様式1)に、必要事項を記入の上、持参、郵送(必着)又はFAXで提出してください。参加意思表明書の提出をもって参加の決定とします。FAXで提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年2月16日(火)午後5時まで

(2) 提出場所

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

(3) 提出方法

別紙2、「企画提案書等作成要領」を参照の上、作成し、必要部数を持参又は郵送(必着)で提出してください。

9 事業候補者の選考と審査

(1) 実施方法

別紙3、「事業候補者選考方針」のとおり

(2) 審査項目及び評価の視点

ア 第一審査(書類審査)

評価項目	評価の視点
事業者概要、業務実績	本業務に必要な技術・知識並びに遂行体制を備えていること。 ・類似業務実績を有していること ・技術的な助言・指導が可能な従事予定者を配置していること。 ・的確な業務遂行に必要な指揮命令系統・バックアップ体制が整っていること。
業務従事予定者の経歴及び専任性	
業務従事予定者の配置計画	
日本の森林・林業、木材産業と国産木材に関する現状と課題について	日本の森林・林業、木材産業と国産木材の利用に関する現状と課題を十分に理解していること。
本業務の遂行にあたり重要と捉える点と具体的な取組について	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度と本業務内容を十分に理解するとともに、都市部における木材活用に向けて、建築主等に対する確かつ幅広い提案を行えること。 ・みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を的確に把握し、本業務内容を正しく理解していること。

評価項目	評価の視点
都市部における木材活用の促進について	<p>みなとモデル二酸化炭素固定認証制度と本業務内容を十分に理解するとともに、都市部における木材活用に向けて、建築主等に対する確かつ幅広い提案を行えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部における木材活用に向けた具体的な提案ができる能力を有していること。
見積価額	見積価額及び内訳は仕様書に対して適切であること。
事業者の参加資格	<p>次のうち、いずれかによる参加であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内事業者であること。 区外事業者の場合は、区内事業者と共同による参加であること。
ワーク・ライフ・バランス推進状況について	<p>次のうち、いずれかの認定を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業であること。 東京ワークライフバランス認定企業であること。 くるみん認定又はプラチナくるみん認定企業であること。
障害者雇用状況について	法定雇用障害者数以上の障害者雇用があること。
環境配慮に対する状況について	<p>次のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001 一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21 一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証に限る。） 特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証に限る。）
災害協定活動に対する状況	<p>次のうち、いずれかの場合であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区と災害時における協定の締結があること。 区と災害時における協定の締結がある団体の構成員であること。

イ 第二次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

評価項目	評価の視点
業務遂行体制・サポート体制	企画提案書に記載された業務遂行・サポート体制を確実に整え、区の指示に応じて適切かつ迅速に実施することができること。

評価項目	評価の視点
業務の理解度	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を的確に把握し、本業務内容を正しく理解していること。
企画提案の実現性と具体性	都市部における木材活用に向けた具体的な提案ができる能力を有していること。
分かりやすい円滑なコミュニケーション能力と表現力	建築主や設計者、建設業者等に対して分かりやすい円滑な説明と資料調製ができること。
業務への取組意欲	本業務の意義と効果を十分に理解し、都市部における木材活用に向けた取組に意欲があること。

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、総合点に占める評価点の60%を基準点（最低ライン）と設定します。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

(3) 審査実施方法

事業候補者選考委員会において第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

ア 第一次審査（書類審査）

提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を第一次審査通過とします。

イ 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

第一次審査を通過した事業者について、第二次審査を実施します。企画提案書等の補足説明及びプレゼンテーション並びに質疑応答により審査を実施します。

第二次審査の時間は1者あたり25分程度とします。うちプレゼンテーションを10分程度、質疑応答時間を15分程度とします。

第二次審査への入場は2人までとし、説明は本業務の従事予定者に行っていただきます。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意します。

パソコンは各参加者が持参してください。また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 第一次審査結果の通知

令和3年2月26日（金）午後5時までに第一次審査参加者全員に、メールで通知します。

イ 第二次審査結果の通知

令和3年3月11日（木）午後5時までに第二次審査参加者全員に、メールで通知します。

ウ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、令和3年4月上旬以降に港区ホームページに公表します。事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

10 提出書類等の取扱い

- (1) 提出された書類等は、事業者選考以外に、提出者に無断で使用することはありません。ただし、プロポーザルにおける選考過程の情報は、すべて区政情報です。よって、提出書類等は「港区情報公開条例」の定めるところにより、情報公開請求の対象となります。
- (2) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。

11 留意事項

- (1) 業務委託に要する費用は、令和3年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (2) プロポーザル方式による選考後、事業候補者と業務内容や契約条件等を協議します。事業候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。
- (3) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果により、契約を締結しない場合があります。
- (4) プロポーザルの参加に必要な費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) 事業候補者の提出書類（提案書を含む。）は、契約締結後に選考結果とともに港区情報公開条例により公開する場合があります。プロポーザル参加者は、事業候補者となった場合には提出書類が公表されることを了承のうえ、本件プロポーザルに参加するものとします。

12 その他

- (1) 次の各号に該当する申請者は、選考の対象外とします。
 - ア 提出書類が本募集要項に合致しない場合。
 - イ 虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合。
- (2) 企画提案書に記載した総括責任者及び各分野の担当者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (3) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去すること。
- (4) 本業務で利用するパソコンには、最新のウィルス検知ソフト及びファイヤーウォールを導入す

ること。また、ウィニーなどのファイル交換ソフトを導入しないこと。

(5) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

(6) 公正なプロポーザルが確保できないと判断した場合は、中止することがあります。

(7) この要項に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定めます。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所8階

港区環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当 一岡

TEL: 03-3578-2474

FAX: 03-3578-2489